

情報管理規定

第1条（目的）

本規定は、当法人が業務上取扱う個人情報に関して遵守すべき事項および個人情報保護に係る体制を定め、もって個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

第2条（定義）

- ① 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別できるものという。
- ② 「個人情報データベース等」とは、個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次・索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- ③ 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個々の個人情報をいう。
- ④ 「保有個人データ」とは、個人データのうち、当法人が開示、訂正、利用停止等を行う権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして政令で定められているもの、または6か月以内に消去することになる個人データを除く。

第3条（適用対象者）

本規定は、当法人の役員・会員・職員に適用する。

第4条（利用目的）

- 1 当法人の定める個人情報の利用目的は、運動療法を中心とした健康維持増進活動ならびに疾病の一次予防と二次予防活動を行うための調査研究、普及啓発および指導者の教育育成等の事業ならびに学会発表、医学論文、行政機関からの委託事業報告書、等に限られる。
- 2 当法人は、上記以外の利用目的で個人情報を取得するときは、予めその利用目的を本人に通知し、または公表する。

第5条（個人情報の取得）

当法人は、適法で公正な手段により個人情報を取得する。

第6条（個人情報の利用）

- 1 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。
- 2 当法人は、前項に定める範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条（データ内容の正確性の確保）

当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つように努

める。

第8条（安全管理措置）

- 1 当法人は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
- 2 当法人は、役員・評議員・会員・職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう当該者に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 3 当法人が個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視し、事故発生時の責任関係を明確にするなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 4 当法人は、事業の遂行に際して取り扱う個人情報情報の漏洩等の事故が生じたときは、本人への通知を行うとともに、二次被害の防止等の観点から必要に応じ事実関係を公表する。

第9条（第三者への提供の制限）

- 1 当法人は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人データを第三者に提供しない。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき
- 2 前項にかかわらず、運動療法を中心とした健康増進維持活動ならびに循環器病の一次予防と二次予防活動のための調査・研究、普及啓発および指導者教育育成のために、必要最小限の範囲で保有する個人データを次に記載する第三者に対して提供する場合がある。
 - ① 提供先
 - ・ 心臓リハビリテーション学会
 - ・ 該当個人が診療を受ける可能性のある医療機関
 - ・ 主治医
 - ② 提供する保有個人データの項目
 - ・ 氏名、生年月日、病名、病歴、服薬薬剤名、健康状態、運動の内容等
 - ③ 提供の手段または方法
 - ・ 電送および紙
- 3 前項について、当該本人が識別される保有個人データの提供を停止することを希望する場合は、第13条第3項に基づき、第三者への提供の停止を申し入れることができる。
- 4 当法人は、第2項に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くこととする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前4項の規程の適用については、

第三者に該当しないものとする。

- ① 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- ② 他の個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人データが提供される場合

第10条（保有個人データに関する事項の公表等）

- 1 当法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態に置く。
 - ① 保有個人データの利用目的
 - ② 第9条3項、次項、第11条1項、第12条1項または第13条1ないし3項の規定による求めに応じる手続
 - ③ 当法人が行う保有個人データに関する各種手続等に関するお問い合わせ先
- 2 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅延なく、これを通知する。ただし、取得の状況からみて利用目的が明らかな場合その他利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人また第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等に該当する場合は、この限りでない。
- 3 当法人は、前項①および②の規定に基づき、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅延なく、その旨を通知する。

第11条（開示等請求への対応）

- 1 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた場合は、本人に対し、書面により遅滞なく、当該保有個人データを開示する。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
 - ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 法令に違反することになる場合
- 2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について開示しない旨を決定したときには、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

第12条（訂正等）

- 1 当法人は、本人から、保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除等（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅延なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。
- 2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅延なく、その旨を通知する。

第13条（利用停止等）

- 1 当法人は、本人から、第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由または保有個人デ

ータが第6条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅延なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 当法人は、本人から、保有個人データが第9条1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への停止を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅延なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第9条2項の規定に基づいて第三者へ提供されることについて、個人情報保護法第23条2項4号（オプトアウト）の権利を行使し、当該保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止することを希望するときは、この求めに応じ、第三者への提供を停止する。
- 4 当法人は、1項ないし3項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止・第三者への提供の停止等を行ったとき、もしくは利用停止・第三者への提供の停止等を行わない旨の決定をしたとき、本人に対し、遅延なく、その旨を通知する。

第14条（情報管理責任者の設置）

当法人は、個人情報保護の取組みを総括する情報管理責任者を設置するものとし、情報管理責任者は当法人事務局長が就任する。

第15条（情報管理者）

情報管理責任者は、各支部に情報管理者を指名し、次の事項を所管させる。

- ① 個人データの取扱者の指定および変更等の管理
- ② 個人データの記録等の管理
- ③ 個人データを取扱う保管媒体の設置場所の指定および変更等
- ④ 個人データの管理区分および権限についての設定および変更の管理
- ⑤ 個人データの取扱状況の把握
- ⑥ 委託先における個人データの取扱状況等の監督
- ⑦ 個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- ⑧ 情報管理責任者に対する報告
- ⑨ その他各支部における個人データの安全管理に関すること。

第16条（個人データ管理台帳）

情報管理者は、次の事項を記載した「個人データ管理台帳」を作成し、情報管理責任者に提出する。

- ① 取得するデータの項目
- ② 利用目的

- ③ 保管場所・保管方法・保管期限
- ④ 管理部署
- ⑤ アクセス制御の状況

第17条（個人データ取扱状況の点検）

- 1 情報管理者は、個人データの取扱状況につき、点検計画を定め、点検する。
- 2 情報管理者は、点検の結果、取扱規定違反等を把握したときは、その改善を行う。
- 3 情報管理者は、第1項の点検計画および前項の改善事項につき情報管理責任者に報告する。

第18条（漏えい等事案への対応）

- 1 情報管理者は、個人情報情報の漏えい、滅失または毀損の可能性のある事案（以下「漏えい等事案」という。）を把握したときは、直ちに情報管理責任者に報告する。
- 2 情報管理責任者は、前項の報告を受けた事案が個人情報情報の漏えい、滅失または毀損につながる可能性があると思われるときは、事実内容の確認、原因の調査、内外への報告、事後対策・再発防止策の検討を行う。

第19条（委託先に対する監督）

情報管理責任者は、委託先に対し以下の各号の事項を実施する。

- (1) 委託先の個人情報保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。
- (2) 委託先との間で、次の事項を含む契約書等を締結する。
 - ① 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限
 - ② 委託先における個人データの漏えい、盗用、改ざん及び目的外利用の禁止
 - ③ 再委託における条件
 - ④ 漏えい事案等が発生した際の委託先の責任

第20条（その他の安全管理措置）

当法人は、取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

第21条（違反行為に対する処置）

当法人は、第3条に定める適用対象者が本規定に違反した場合は、懲戒処分を行うことがある。

第22条（本規定の改定）

本規定の改定は、理事会の通常決議により効力を発する。

附則

本規定は、2021年8月1日から実施する。